

女性研究者海外派遣制度に関する要項

I 趣旨

女性研究者が海外の研究機関・教育機関において研究を行い、高度な研究力、国際性及びリーダーシップ力を身につけることを目的とする。

II 海外派遣対象者

女性研究者海外派遣制度の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 本学の女性の常勤教員（有期雇用含む。教授を除く）または特任研究員、外国人研究員
- (2) 海外派遣に関して海外派遣希望者が所属する部局の長の承認を得た者
- (3) 海外派遣後に本学のダイバーシティ研究環境形成のための事業に協力できる者
- (4) 帰国後、1年以内に本学との労働契約が終了しない者

III 海外派遣等期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1 海外派遣期間は、原則として1年以内の期間、次の人数としてします。

- (1) 長期 6月を超え1年以内 1人
- (2) 中期 1月を超え6月以内 2人

IV 申請期間

令和3年12月3日（金）～令和3年12月28日（火）

V 申請

- 1 希望者は、別紙様式による海外派遣申請書（様式1）に必要事項を記載し、所属する部局長の承認を得て、ダイバーシティ推進センター宛へ申請期日までに提出して下さい。
- 2 派遣機関先からの招聘状（研究期間が入ったもの。和訳添付）と研究日程表を添付下さい。

VI 選考

- 1 海外派遣者の選考は、帰国後、上位職登用予定の者を優先するとともに点数評価し、上位者から選考します。なお採否の理由についてのご照会には回答致しかねますのでご了承ください。
- 2 採否の旨は、令和4年1月31日までにお送りします。

VII 海外派遣支援内容

- 1 助成額の限度額は、海外派遣に要する旅費として長期100万円、中期70万円（ただし、渡航費が限度額を超える場合は渡航費のみ支給）。渡航費は日本発着の往復1回分を補助します。なお、旅費は他の委託費や補助金等特定の目的を持った国からの資金による事業等、使途の特定化された経費との合算使用はできません。
- 2 派遣中の非常勤講師の謝金（旅費除く）。18時間まで補助可能です。

VIII 報告の義務

海外派遣者等は、派遣終了後速やかに報告書（様式2）をセンターに提出して下さい。
また、事業報告として、研究成果をセンターホームページで紹介するためインタビュー撮影にご協力いただくとともに、本事業が終了する令和6年度迄の業績を令和7年度に報告いただきます。

応募先・問い合わせ先

長崎大学ダイバーシティ推進センター

電話： 095 - 819 - 2889

E-mail : omoyai_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp